

○議長（茅沼隆文）

日程第４ 議案第３９号 開成町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、当町の平均寿命が男女とも８０歳を超えたことに鑑み、長寿祝金としての給付事業の趣旨に合致するよう対象者の年齢要件等を見直したいので、開成町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、議案を朗読させていただきたいと思います。

議案第３９号 開成町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年１２月５日提出、開成町長、府川裕一。

現在、敬老祝金につきましては、高齢者に対して長寿を祝すため、条例に基づいて敬老祝金として７７歳、８８歳、９９歳、１００歳の方を対象にそれぞれ５，０００円、１万円、２万円、５万円を長寿祝金として支給しているところでございます。

今回の条例改正の趣旨でございますけれども、内閣府公表の高齢社会白書によりますと、平成２８年の日本人の平均寿命は男性８０．９８歳、女性、８７．１４歳となっております。当町におきましては、平成２２年、既に平均寿命が男性８１歳、女性８８．１歳となっております。女性に関しましては、全国１３位、県下で１番というところでございます。男女とも平均寿命が８０歳を超えている状況となっております。

平均寿命の延伸によりまして、７７歳に関しましては、長寿祝金的な意味合いは廃止となっております。

以上のことから、給付年齢等の見直しをしたいので、開成町敬老祝金給付条例の一部改正を提案させていただくものでございます。

それでは、次ページをおめくりいただきたいと思います。

開成町条例第 号 開成町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例。

開成町敬老祝金給付条例（昭和４７年開成町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧くださいと思います。まず、第2条の対象者となります。改正前では、基準日を9月15日現在として、対象者を77歳、88歳、99歳、100歳としてございます。改正後は、第2条第1号で、まず対象となる期間と対象年齢を規定してございます。対象者となる期間をその年の4月1日から3月31日までの年度支給として、当該年の方に支給したいと考えてございます。また、対象年齢を88歳と100歳になる方に改正するものでございます。

第2号になります。新たに基準日を9月1日、敬老月間の初日とし、対象者の要件としまして、本町での居住期間を基準日前の1年以上とし、居住要件を新規に規定させていただきました。

第3条になります。祝金の額でございます。改正前の第1号では、77歳の者、5,000円です。改正後では、77歳の者は廃止とするものでございます。

第2号になります。88歳の者、1万円は変更ございません。

改正後では、第2号から1号繰り上げて、第1号としてございます。改正前の第3号の99歳の者、2万円でございます。改正後では、99歳の者は廃止とするものでございます。

第4号の100歳の者、5万円は変更ございません。改正後では、第4号から2号繰り上げて、第2号とするものでございます。

なお、100歳の方には、この給付金5万円と99歳の廃止に伴う2万円相当の町独自の記念品を贈呈したいと考えてございます。

附則になります。第1項では、施行日を平成30年4月1日とするものであります。

第2項については、支給に関する経過措置を規定してございます。今年度4月1日から9月15日までに誕生日を迎えた77歳の方、88歳の方、99歳の方、100歳の方には、既に祝金を支給してございますけれども、未支給の同学年の方に対し、平成30年の救済措置を考慮したいと考え、9月16日から翌年の3月31日までに誕生日を迎える77歳になる方には5,000円、88歳になる方には1万円、99歳になる方には2万円、100歳になる方には5万円をそれぞれ平成30年に支給したいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、吉田議員。

○11番（吉田敏郎）

11番、吉田でございます。

今回、給付金、100歳と88歳の方に支給するということで改定をされるということなんですけれども、そういうことになったということに対してどういう議論をされたのか。また、そして、どういう意見がこの二つの88歳と100歳だけにしたのか。その決定的な意見というものを。平均年齢80歳を過ぎたと、また、監査からの意見もあったということがございますけれども、その辺、もう少し詳細にわたって説

明をお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

こちら77歳の廃止ですね。こちらに関しましては、うちのほうも開成町の老人クラブの連合会に御意見を伺いに私が伺いました。その席で、77歳をやめたいというお話をさせていただいたところ、皆さん、もう77歳は良いのではないかと御意見が全員ございました。その席には老人クラブの会長さんはいられましたが、全員賛成ということでございました。そのほかに、100歳、88歳はそのまま良いのではないかと。99歳、100歳に関しまして、うちのほうは統合したいというところで、最初はお金のほうを提示したところでございますけれども、そちらの席で、お金よりも記念品のほうが喜ばれるという御意見がありました。それで今回、99歳の2万円を記念品に変えまして、100歳はそのまま5万円というところで、そのような決定をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

吉田議員。

○11番（吉田敏郎）

今、敬老会のほうで意見を伺って説明をしたときに、全員の方が賛成だと。出席した方の全員ではないかと思えますけれども、私もこの話を聞いたときに、何人かの人に話を聞きまして、やはり私も実際、今77歳は、80歳の平均年齢になったという人に対する、高齢者として規約になっているということは、存じ上げますけれども、やはり77歳というのは、年齢的において、皆様も御存知の喜寿、年をとるのは非常に喜ばしいことで、皆さん最初は現在、100歳になった方、88歳、90歳の方も、77歳というのは一つの自分の今まで一生懸命頑張ってきた、その77歳になって、祝いをする自分をほめるという、そういうこともあります。そして、その77歳を切ったということが非常に気がかりなんですけれども、近隣のいろいろな町の状況も考えて、そのような形にしたのかなという考えもございまして、まだ、近隣の28町の中では、5町に対しては、77歳に対して、祝金を支給しているところもございまして。

もう一度、しつこいようではございますけれども、77歳になったら、孫、ひ孫に対して、お金がほしいのではなくして、77歳の喜寿の祝いのときに、町からこういうものを少しいただいと。それを孫、ひ孫に対して、自分がそういうお互いに意見のというか、そういうことで、また、距離が近くなると、そういうこともありますので、77歳というのを、私はぜひ支給をお願いしたいなということで考えておりました。

今、課長のほうから説明がありましたけれども、77歳に対しての議論というのをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

議論といいますか、この条例自体、敬老祝金という意味合いで、平成１７年に改正してございます。

最初、平成１７年には、７５歳以上というところではございました。こちらはそれを７７歳以上に変更してございます。こちらの意味合いも、その年に７５歳から７７歳という変更というのは、これは平均寿命が延びているというところで、７７歳という節目支給という制度でやらせていただいているところではございます。

先程言ったように、平均寿命がここで延伸しているというところで、祝金的な条例でございますので、その辺を加味して、その後は年齢を上げたというところではございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

７７歳の廃止した理由というのは、今、課長が申しあげたとおりでございますけれども、この経過でございますけれども、昨年度、敬老の日を制定して５０年が経ったということで、かなり全国的にも敬老祝金の見直しというのが、マスコミに取り上げられたりしているということは、ずっと承知をしてきたところではございますけれども、昨年度、平成２９年度の当初予算を組む際にも、この辺の敬老祝金について見直すべきではないかということで、中で議論をさせていただきました。

その時点では、平成２９年度に向けてということで、タイミング的にも条例改正が必要だったり、あと周知の部分で、なかなか平成２９年度から新たに改正するというのは、準備期間としても難しいであろうということで判断をいたしまして、１年間、いろいろな御意見を聞く中で、この敬老祝金を町としてどういうふう考えていくかというところを少し整理させていただきました。その結果、やはりこの祝金そのものの趣旨が長寿を祝うというようなところで、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としてということで、昭和４７年に制定された条例でございますけれども、先程、課長が述べましたように、平均寿命が延びている中で、やはりこの祝金については見直すべきであろうということで結論を付けております。

近年、かなり限られた予算のある中で、どこを優先的にお金をつけていくかというところが問題になってくるであろうと考えておりますけれども、今後、２０２５年の超高齢社会を迎えるにあたって、やはり健康づくりであったり、介護予防の面であったりということで、かなりそちらの部分でも力を入れていかなければならないということで全体的に見る中で、敬老祝金は見直していったほうが良いのではないかとということで結論を出して、今回、上程をさせていただきました。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

吉田議員。

○11番（吉田敏郎）

今、いろいろ詳細な説明をいただきました。理解はするところでありますけれども、100歳の方、88歳になられる方、99歳は値する記念品をとということで、100歳のときにということで聞きました。

今まで100歳になられた方、88歳になられた方たち、75歳、77歳のときも、そういう形でお祝いをいただいたと思いますけれども、少し考えて、高齢の方は本当にお祝い、本当に喜ばしいことなんですけれども、そういう方たちに対する金額、記念品等々が、ちょっと少なくするという言葉は悪いですけれども、そういうことによって、そういう77歳、88歳、そういう方たちへのお祝いをするという、そういう考え方をなかったような形でお話を聞いておりますけれども、私はそういう形で、少しでも77歳、88歳の高齢の方に対しても、そういう祝金というか、そういう町として、開成町で決めることができるこういう条例ですので、そういうのをぜひ、そういう形で考えていっていただきたいということで、質問させていただきました。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに。3番、湯川議員。

○3番（湯川洋治）

3番議員、湯川でございます。

77歳の開成町の人口というのはですか。人数はどのくらいか、多分160人だとは思いますが。正確な数字は分かれますか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

77歳の人数ですけれども、平成29年度で190名でございます。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

そうしますと、約200万円ぐらいですかね。5,000円ですから、100人で100万円ぐらいのお金ですので、私もさっきの吉田議員ではないのですが、支給してあげたほうがよろしいかなと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

1番、佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

はい、1番、佐々木昇です。

たたいま湯川議員の質問で、大体約１００万円ぐらいということもございました。さっき部長の答弁のほうでも、今後のお金の使い方みたいなお話もちよっとあったかと思うのですけれども、この１００万円を現在、今後どのように使っていこうかというような考えがあるのか。もしあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

お答えさせていただきます。一応７７歳が５，０００円ということで、１９０人という予算でございますけれども、先程申しあげたように、健康づくりで、未病の取り組みであったり、あと一般質問の中でも、地域包括ケアシステムとかというところで午前中お話をさせていただいたりしておりますけれども、ストレートにこのお金を何かの事業に充てるというところで、新規の事業で考えているものは現在ございません。

ただ、７５歳以上の人間ドックの補助事業ということで、３年前に保健健康のほうで予算立てをしてございますけれども、平成２７年度から開始をしまして、３年目を迎えてございます。２万円を助成するというような事業で、これは町単独でやって、実施をしている事業でございます。

県下の中でも、かなり市町村がどういうふうに考えているかということでもかなりやっている市町村、やっていない市町村差が出てきておりますので、開成町としては、国民健康保険で人間ドックをお受けになる方が、７５歳過ぎても、そのまま人間ドックを受けたいという方のお声をたくさん頂戴しておりましたので、７５歳以上の人間ドックの助成ということで踏み切ったわけでございますけれども、そちらの経費も年々利用する方が増えて、経費が予算的にも増えているという現状もございますので、トータルで見まして、健康づくりだったり、介護予防にお金を使っていければと思っています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○１番（佐々木 昇）

分かりました。私は基本的にこの条例改正、大きなところでは良いのかなと思っているのですけれども、この内容に関しまして、ほかの自治体さんなんかを見ると、やはりそれなりにそれぞれの内容がございます。そんなことを考えると、先程、敬老会とお話をしたというお話があったのですけれども、もっと広いところで、いろいろな方の意見を聞いて、正直な話、８８歳１万円、それで１００歳の方の５万円プラス記念品贈呈というものが、果たして開成町にあっているというのか、今後これでいくのが良いのかどうなのかというのも、ちょっと確証というのはなかなか得られないと思うのですけれども、その中でこういった決定についての妥当性というのですか、その辺がちょっと乏しいのかなと。もっと広い意味で、パブリックコメントなんかをやっている自治体さんもありますので、広いところでいろいろな方の意見を聞いた中で、

もうちょっとこの辺の内容を精査されたほうが良かったかなとは思いますが、その辺について、ちょっとお伺いします。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。

ただいまのパブリックコメント条例のお話ありがとうございましたけれども、こちらに関しましては、町のほうも、その辺の広い意見を求めるというところは確かにございますので、ちょっとその条例について調べたところ、こちらに関しましては、予算の定めるところによりまして、金銭の給付に関する策定等を行うときということで、適用除外というところではございました。その適用除外と言いながらも、意見はどこかで求めないといけないのかなというところで、老人クラブ連合会さんにお伺いをして、皆さんの御意見をいただいたというところで、先程言ったように、うちのほうで、このような条例改正をさせていただいていますけれども、老人クラブ連合会さんの意見もいただいて、今回の条例改正という運びになったというところで御理解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

5 番、石田議員。

○5 番（石田史行）

5 番、石田史行でございます。

今回の敬老給付金、事業の見直しにつきましては、監査委員のほうから、平均寿命が80歳を超えているということで、見直しをすべきというところでありますから、私としては、77歳を廃止するというのは、これはやむを得ないのかなというところがまず1点あります。

その上で、ただ、99歳を廃止するというのは、ちょっと私は違和感がありまして、100歳で統合するというお話ですけれども、他市町の状況を見ますと、99歳残しているところもあるわけではございまして、99歳をあえてなくすというところのもう少し説明をいただきたいなと思います。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

99歳、あえて外すというところよりも、99歳と100歳、1歳違うというところではございますけれども、こちら99歳をとってございまして、人生100年とよく言われますけれども、こちら99歳を100歳と統合して、金額はそのままというところではございますけれども、99歳は、100歳と一緒にしたというところかと思いますが、基本的に99歳を金額を切ったというところではございませんので、

2万円を100歳に上乗せしたという解釈でお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5番（石田史行）

課長の言いたいことも分からないではないのですが、やはり99歳というのは白寿といいまして、大変めでたいことなんですよ。確かに99歳、すぐに1年経てば100歳ですから、良いといえば良いのですが、こういう言い方をしたら、語弊があるかもしれませんけれど、99歳で力尽きてしまう方だって、いるわけですよ。ですから、必ず99歳になったから、当然、100歳のあれをもらえとは限らないわけですから、そのところは、正直、これは私の独り言といっちゃあれなんですけれど、見直しの仕方ですね。段階を追って見直しをしてほしかったなと思うのですよね。まずは77歳のところを廃止して、それで様子を見るというところ、その上で99歳もというところも、そういう段階的なやり方をとっていきかけた。だから、ちょっと踏み込み過ぎではないかなというところが、一言、言わせていただきます。

その上で、それは言っても仕方がないので、町独自の記念品を、100歳の方に贈呈するというごさいますけれども、町独自の記念品というのは、具体的にどういったものを考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。記念品の前に、先程、99歳、100歳、統合したということでごさいますけれども、こちら先程来からちょっとお話をさせていただいておりますけれども、老人クラブ連合会のほうで話をさせていただいて、99歳、100歳統合どう思いますかという質問をさせていただいたところでごさいます。その席で、99歳なくして、100歳で記念品をつけてあげれば良いのではないかと御意見がありました。その辺でうちのほうも、99歳を切ったというところでごさいます。

記念品に関しましては、うちのほうで、まだ決定はしてございませんけれども、うちの案としましては、その席で例えばですけれども、物品、花束とか、そういう、例えばお皿とか、そういう話とか、いろいろあったんですけれども、それよりも記念品という位置づけのほうが良いというところがお伺いしました。

うちの考えとしましては、ちょっと高級感のある写真立てみたいなところでごさいますけれども、その辺を考えてごさいます。その中に100歳お祝いという文字を入れたり、相手方のお名前を入れて、高級感のあるものを2万円相当のものでごさいますけれども、記念品としてお送りしたいと、今考えてごさいます。こちらに関しましては、まだ最終決定ではございませんけれども、その考えでごさいます。

○議長（茅沼隆文）

石田議員。

○5 番（石田史行）

99歳、100歳統合することにつきまして、老人会さんの御意見もしっかりと伺ったということを確認させていただきましたので、それはやむを得ないのかなということで、一応了解いたします。

記念品のことでちょっと提案をしたいなと思うのです。

高級な写真立てをちょっと考えていらっしゃるということなんですけれども、ちょっと私もこの記念品、いろいろくれるんですよという話、ちょっと聞いてみたのですが、要らないものをもらってもねという、そういう話もあるのですよ。

ですから、花束というのもほしいと思うのですけれども、例えばですけど、金井島なんかで、胡蝶蘭栽培しているじゃないですか。ああいったものを女性だと差し上げるとか。

それから、例えば、プロのカメラマンにお願いして、家族で記念写真を撮っていただくとか、そういった記念品の工夫、これは記念品の内容について、条例で定められるわけではないので、これは行政の裁量の中でできると思いますので、ちょっとその辺は、私の提案も含めて、やはりもらった方が喜ばれる。あまり町独自の記念品という型にはめないで、もらう方が喜ばれるようなものを差し上げる方向で、ぜひ検討していただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

すみません。お答えさせていただきます。

御提案ありがとうございます。うちのほうも基本的には、今、お話しさせていただきましたけれども、これと決めるというのもなかなか難しいところがございます。先程、石田議員が言ったように、いろいろなパターンではないですけども、そのようなお話もいただきましたので、その辺、今後、検討させていただいて、先程言ったように、これは要らないと言われると、非常に困るところでございますので、その辺は考えたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

2 番、山田議員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。

対象者についてですけども、今回、第2条1項2項に、新しく本町に引き続き1年以上居住しという文言が、改正の中に盛り込まれております。これを条文の中に入れた背景の中には、年がきたときに各町にわたりをして、支給をしたというの方がいて、こういう条文を今回、新しく新設したのか。そこら辺の経過的なものを教えていただきたい。

あと祝金の給付日というのを、いつを考えているのか。その２点、お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

では、お答えさせていただきます。給付費は、９月中の敬老月間の中で行いたいと考えてございます。

先程言った居住要件、そのようなものがいたかというところでございますけれども、そこは前日に来たとか、そういう事例はございません。

基本的に何で１年にしたかという、うちのほうは要件がなかったというところでございますけれども、ほかの各市町を見まして、１年以上というのは多数占めていたというところは、まず一つあります。

あと開成町に来て、１年ではないのですけれども、さっきいったあたりではないんですけれども、そこはちょっとなかなかまずいかなというところがございまして、１年ぐらい開成町に住んでいただいて、祝金をというところで、１年ということで設定させていただきました。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○２番（山田貴弘）

２番、山田貴弘です。

なかなか御高齢になると、そういう本人がわたりというものはないとは思いますが、けれども、住民票の移動だけで、該当者が出てくるので、今回、１文を設けたというのは、ある意味正解ではないのかなと理解しているのですが、当該年の９月１日、現在というのは、９月１５日が敬老の日だと思いますが、それで鑑みて、それよりも２週ぐらい前に居住要件を満たす者というような流れで９月１日という日にちを決めたのかなと推測をするのですが、最近の傾向からすると祝日というのがずれるわけじゃないですか。本来であれば、９月１５日なのが、平成２９年度については１８日、平成３０年については、１７日、平成３１年については１６日というので、祝日そのものが定まっていないような状態の中で、先程、支給日が、９月中旬ぐらいというような答弁をいただいたのですが、今後については、行政側は先程、説明しているのは祝金については、高齢者の福祉の増進を図ることという目的を述べられたのですが、支給する演出というのですか。そういうのもやはり考えていかないと、単なるこれは条例で定めて、２万円をあげますよ、５万円をあげますよというのであれば、これはそもそも論でどうなのというものが出てくるので、もう少し演出方法を含めた中で考えていくべきではないかなと。例えば、敬老会の日には８８歳の人でしたら、元気な人なら来られるので、会場に足を向けてもらおう。８８歳になっても、これだけ元気なんだよというのを、ある意味、６０代、７０代の人に見せつける。そうやって元気のパワーを与えるというような、そういう姿を見せられるような環境も今後セットでやって

いくべきではないのかなと感じていますので、ぜひそこら辺は研究の余地があるなと思えますので、今、端的に質問では、日にち的な部分で、何でこの日にしたのかなというので疑問があったので、1号のほうでは、4月1日から3月31日というような日付が出ているので、そこら辺の整合性が、どういう意図があるのかなというのを、疑問がありましたので、回答のほうをよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

前向きな御意見をいただきまして、ありがとうございます。確かに敬老祝金ということで、目的そのものを、長年お元気でいられる方に敬意を表してということで、長寿を祝うという意味では、その辺の支給の持っていく方とか、支給日も含めて、その辺は少しきめ細やかにちょっと考えていかなければいけないのかなというような思いがしています。

ただ、何年か前に、今の振込というような形ではなく、直接地域を回って、取りにきていただいた年も何年かあって、かなりそのときには、忘れてしまう人とかというところも、かなり事務量がかかってという経過もかつてありましたので、今、御意見いただいた中で、その辺、意味合いというところをもう少し掘り下げて検討していきたいなと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員、質問は簡潔にお願いします。

○2番（山田貴弘）

分かりました。2番、山田貴弘です。

その点については、開成町というのは、自治会の部分で、福祉の部分というのは、やっているところがあるではないですか。そういうところで民生委員さんとか含めた中で、分けるとこれは13地区。人数的にはさほどではないと思うので、そこら辺と連携しながら、また、88歳の方、100歳の方の環境はどうなっているのだというのも含めた中で、足を運ぶというのは重要だと思うので、振込というのもし分らないでもないんですけども、そういうのも頭の中に入れた中で、地域でそういう方々のお祝いもするんだというような中でやっていけば良いのかなと思いますので、ここはいやりますとか、やらないとかは良いので、検討課題というような形の中で、もう少し踏み込んだ中で、みんなでお祝いをするという方向性を持っていただきたいなと思います。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長、答弁も簡単に。

○保健福祉部長（田辺弘子）

すみません。今現在も100歳の方については、最高齢者については、町長にお願いして、訪問していただいたり、あと100歳以上につきましては、福祉課の職員と私二人で、御自宅のほうにお伺いをして、賞状等読み上げさせながら、100歳にな

ったということで、表彰状が県から交付されるわけなんですけれども、それをもって、写真を撮りながら訪問したりということもやっておりますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、質疑を終了して、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、採決を行います。

議案第３９号 開成町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛 成 多 数）

○議長（茅沼隆文）

賛成多数により、可決いたしました。